

亀岡市佛教会報

亀岡市佛教会
(会長 眞福寺 満林晃典)
令和5年11月1日
発行
第38号



令和5年10月11日 締結式。当初より齋藤市議に担当部署との橋渡しをしていただきました。

亀岡市と災害時における協定を締結

このたび、亀岡市佛教会は亀岡市と「災害時における一時避難所の提供に関する協定」を締結しました。

今年度総会での承認をうけ、6月の市長面談の後、締結に向けた準備を進めてきました。組長および理事会での審議を経て、去る10月11日(水)に市役所庁舎にて、桂川市長と満林会長が互いに協定書に署名を行いました。京都府下において、行政と仏教会が災害時の協定を結ぶのは初めてのケースということで、締結にあたり市長より、謝意が述べられました。

今回の協定締結により、災害時に、協力寺院を一時避難所として提供する際、行政との迅速な情報共有や支援を受けることが可能になります。

近年、頻発する大規模自然災害に備え、古くから地域の要であった寺院を住民の安心と安全のために役立てることは、社会貢献であるだけでなく、菩薩行の実践であるといえます。

各寺院や地域の状況は様々であり、立地によっては避難所としての安全を確保できないという寺院もあることは認識してありますが、可能な範囲で各寺院の実情に合わせた取り組みをお願いできればと考えています。今後、各寺院に協力の意向確認を行い、今年度中には、協力体制を構築していく予定です。協定文をご確認いただき、多くの寺院にご協力いただきますよう、ご検討のほどよろしく願います。



令和5年10月2日に眞福寺を会場に、組長および理事会を開催し、協定案の検討を行いました。市の自治防災課の藤本課長・齋藤係長から詳細な説明をうけ、出席者からは疑問点や意見が述べられ、活発な議論がなされました。当会からの要望を市に伝え、協定内容の修正を加え、今回の協定文となりました。1年ごとに協定内容の見直しも可能となっています。まずは、スタートしてから変更が必要であれば対応していきたいと考えています。

協定の概要

- ① 一時避難所の用途
 - ・避難者等が一時的に滞在する避難場所
 - ・洪水などの際、車両の待機場所
- ② 市からの要請の有無にかかわらず、各寺院の判断で一時避難所を提供することができる。
- ③ 協力寺院は寺院運営に支障のない範囲で協力する。
- ④ 一時避難所の提供をした場合は、自治会等を通じて人数等を報告する。
- ⑤ 市は、協力寺院が提供した開設した一時避難所に救済物資等の支援を行う
- ⑥ 協力寺院が、市からの救済物資等の提供を受けられない時に提供した物資に要する費用は市が負担する。
- ⑦ 一時避難所の提供期間は原則として7日以内とする。
- ⑧ 提供期間延長の必要がある場合は、協力寺院と市が協議する。

*協定の全文をご確認ください。

今回の協定締結は、まだ取り組みのスタートラインに立ったにすぎません。この協定が十分な力を発揮するためには会員寺院の協力が不可欠です。

亀岡市の防災マップでみるとわかるとおり、一時避難施設・場所の数は地域によって差がみられます。寺院がその不足部分をカバーし、近隣住民の身近な避難所となることのできればと思います。

この協定を足掛かりとして、諸団体とも連携をはかり、協力関係を構築していきたいと考えています。

【今後のスケジュール】

令和5年12月～令和6年2月 頃

各寺院へ災害協定の協力の意向確認

「一時避難所の指定に係る同意書」を送付
(具体的に協力できる内容を記入し回答)

令和6年 3月中旬ごろ

仏教会 事務局で集計、亀岡市へ報告

来年度 予定 (案)

- ・避難所運営に関する研修
- ・『亀岡市防災士養成講座』受講の推進
- ・寺院で防災イベントの開催 など

ご案内

「成道会法要・坐禅研修」

来る12月8日(金)14時より曾我部町・東光寺にて、「成道会」を修行します。

禅宗では、成道会に際し、臘八摂心という坐禅修行を行います。今回、会員の皆様と共に坐禅をし、また臨済・曹洞の坐禅の違いについて学ぶ機会としたいと考えています。皆様のご参加をお待ちしております。(詳細は別紙案内をご覧ください)

ヒューマンフェスタ2023

お寺×防災「防災サンガ」

本年度も『ヒューマンフェスタ』に参加します。開催は11月19日(日)です。

このたびの災害協定に関連し、「防災サンガ」と題して、その取り組みをアピールし、災害時における人権や防災知識を学ぶ体験コーナーを予定しています。

会員の皆さまもぜひ足をお運びください。

『ヒューマンフェスタ2023』

開催日時:令和5年11月19日(日)

10時～15時 ガレリアかめおか1階 工作室